



いとう労務経営事務所 便り 【149】

企業のみなさまと

「共に成長し、共に発展する」喜びを見つけ、信頼関係を大切にしています。

〒487-0006 春日井市石尾台 4-1-1

TEL:0568-95-0041

FAX:0568-95-0044

Email: itotaeko@aqua.ocn.ne.jp

HP: <http://www.ito-roumu.jp/>

特定社会保険労務士／キャリア・コンサルタント／年金アドバイザー／相続診断士：伊藤 妙子

情報公開を要請「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の改定

副業・兼業については、これまで厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン(平成 30 年1月策定)」(以下「ガイドライン」)において、労働者が安心して副業・兼業に取り組むことができるよう、労働時間管理や健康管理等の在り方について示されていました。

このたび厚生労働省は、副業・兼業を希望する労働者が、適切な職業選択を通じ、多様なキャリア形成を図っていくことを促進するため、ガイドラインを改定しました。今回の改定の目玉は、企業に対して、副業・兼業への対応状況についての情報公開を推奨していくことです。

今回の改定では、「企業の対応」の項に、次の文言が追加されています。

◆基本的な考え方

(中略)加えて、企業の副業・兼業の取組を公表することにより、労働者の職業選択を通じて、多様なキャリア形成を促進することが望ましい。(中略)

◆副業・兼業に関する情報の公表について

企業は、労働者の多様なキャリア形成を促進する観点から、職業選択に資するよう、副業・兼業を許容しているか否か、また条件付許容の場合はその条件について、自社のホームページ等において公表することが望ましい。

この公表は義務ではありませんが、企業の公表が進めば、働く人は勤め先を選ぶときに、副業のしやすさを判断材料にできるようになります。副業については大企業ほど慎重な傾向がありますが、情報を開示してもらうことで働き方の多様化につながると期待されています。

【厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン(令和4年7月改定)」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000962665.pdf>

新型コロナに係る傷病手当金の支給に関するQ&Aが改訂されています

「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」が改訂され、新たに7つのQが追加されました。例えば、次のようなものです。

- 被保険者が、業務災害以外の事由で罹患した新型コロナウイルス感染症の罹患後症状(いわゆる後遺症)の療養のため、労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるのか。
⇒傷病手当金の支給対象となりうる。
 - 被保険者の検査は実施していないが、同居家族が濃厚接触者となり有症状になった場合等において、医師の判断により当該被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染していると診断されたため、当該被保険者が労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるのか。
⇒傷病手当金の支給対象となりうる。
- ほかにも、
- 傷病手当金の支給申請にあたり、保健所等が発行する「宿泊・自宅療養証明書」の添付は必要か
 - 傷病手当金の支給申請関係書類として「宿泊・自宅療養証明書」が提出された場合に、これを医師の意見書として取り扱ってよいか
 - 被保険者が、新型コロナウイルスの治癒後にも、事業主から感染拡大防止を目的として自宅待機を命じられたため労務に服することができない場合、当該期間について、傷病手当金は支給されるのか

○事業主から自宅待機を命じられていた期間中に新型コロナウイルス感染症に感染した場合、傷病手当金の待機期間の始期はいつか

○海外で新型コロナウイルス感染症に感染し、医師の意見を添付できない場合は、何をもって労務不能な期間を判断すればよいか

といった事項について回答が示されています。

それぞれの内容が細かくて難しい点もあるので、従業員から相談があった際には弊所までご相談ください。

【厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」の改訂について】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220705S0010.pdf>

令和3年「高齢者雇用状況等報告」の概要 ～厚生労働省調査より

◆高年法改正後初の調査

厚生労働省は、令和3年6月1日時点「高齢者雇用状況等報告」を公表しました。この調査は、従業員 21 人以上の企業 232,059 社の 60 歳以上の雇用状況についてまとめたもので、令和3年4月から 70 歳までの就業機会の確保（高年齢者就業確保措置）が企業の努力義務となった改正高年齢者雇用安定法の施行後初の調査となります。

◆約 25%の企業が 70 歳までの雇用制度を導入

調査結果によると、高年齢者雇用安定法によって義務付けられている 65 歳までの高年齢者雇用確保措置（定年制の廃止、引上げ、継続雇用制度の導入のうちのいずれか）を実施している企業は、231,402 社（99.7%）でした。

また、70 歳までの高年齢者就業確保措置（以下に掲げる措置のうちのいずれか）を実施している企業は、59,377 社（25.6%）でした。

- ・定年制の廃止…9,190 社（4.0%）
- ・定年の引上げ…4,306 社（1.9%）
- ・継続雇用制度の導入…45,802 社（19.7%）
- ・創業支援等措置の導入…79 社（0.1%）

なお、従業員 21～300 人の中小企業では 26.2%、300 人以上の大企業では 17.8%が措置を実施しており、中小企業のほうが 70 歳までの雇用に積極的に取り組んでいることがわかります。

◆60 歳以上の常用労働者数は？

本調査における従業員 21 人以上の企業の常用労働者数（約 3,380 万人）のうち、60 歳以上の常用労働者数は約 447 万人（全体の 13.2%）でした。年齢階級別に見ると、60～64 歳が約 239 万人、65～69 歳が約 126 万人、70 歳以上が約 82 万人でした。

また、従業員 31 人以上の企業における 60 歳以上の常用労働者数は約 421 万人で、昨年より約 11.7 万人増加しており、12 年前の平成 21 年と比較すると約 205 万人増加しています。

【厚生労働省「令和3年「高齢者雇用状況等報告」集計結果】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11703000/000955633.pdf>

コロナワクチン接種証明書のコンビニ交付が始まります

◆ワクチン接種証明書が必要になったら？

旅行や帰省などで遠方に出かける場合に接種証明書の提示が必要とされる可能性があります。

接種証明書は、接種を受けた際に住民票のある市町村への申請のほか、マイナンバーカードを持っている人は、国の新型コロナワクチン接種証明書アプリで入手できます。

◆7月下旬よりコンビニ交付も開始

さらに7月下旬からは、マイナンバーカードを持っている人は、全国約5万6,000の公的証明書等の交付サービスを行っているコンビニでも入手できるようになります（発行手数料 120 円）。

◆海外渡航用の入手も可能

今後、海外旅行や出張などの機会も増えるの見込まれていますが、海外渡航用の証明書も、アプリやコンビニ交付で入手可能となります。

ただし、マイナンバーカードにパスポート情報が登録されている必要がありますので、ご注意ください。

黒柴 夢ちゃんから一言



みなさん、こんにちは。
今年も猛暑になるのでしょうか？
熱中症対策を心がけましょう。

<弊事務所の夏季休暇案内>

2022年8月12日(金)

～ 8月17日(水)